

このりて 是は 處理云

第七章 規則

第十四節 凡そ本會の事務は、各委員の責任に属す。其の責任は、本會の規則に遵

守せらるべし。

第十五節 本會の委員の定数は、規則に之を定む。

委員の任期は、規則に之を定む。其の任期は、二年を以てす。

又、委員の任期は、規則に之を定む。

第十六節 本會の委員の任期は、規則に之を定む。其の任期は、二年を以てす。

第十七節 本會の委員の任期は、規則に之を定む。其の任期は、二年を以てす。

第十八節 本會の委員の任期は、規則に之を定む。其の任期は、二年を以てす。

第八章 懲罰

第十九節 本會の委員は、規則に之を定む。其の懲罰は、規則に之を定む。

第二十節 本會の委員は、規則に之を定む。其の懲罰は、規則に之を定む。

第二十一節 本會の委員は、規則に之を定む。其の懲罰は、規則に之を定む。

第二十二節 本會の委員は、規則に之を定む。其の懲罰は、規則に之を定む。

第二十三節 本會の委員は、規則に之を定む。其の懲罰は、規則に之を定む。

第二十四節 本會の委員は、規則に之を定む。其の懲罰は、規則に之を定む。

第二十五節 本會の委員は、規則に之を定む。其の懲罰は、規則に之を定む。

第二十六節 本會の委員は、規則に之を定む。其の懲罰は、規則に之を定む。

第二十七節 本會の委員は、規則に之を定む。其の懲罰は、規則に之を定む。

第二十八節 本會の委員は、規則に之を定む。其の懲罰は、規則に之を定む。